



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.istc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

国土交通大臣 齊藤鉄夫様

2023年9月27日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私どもは2006年の設立当初より世界で初めて「受動喫煙症」という疾患概念を提唱し、医療者を中心する喫煙者への禁煙支援はもとより、社会における受動喫煙の問題に対しては法律家や消費者の視点から重点的に取り組んできた団体です。また、世界保健機関(WHO)タバコ規制枠組条約の締約国会議(COP)では国際NGOの一員として代表を送り、アジア太平洋地域タバコ対策会議(APACT)にも日本代表NGOとして参加しております。

ご承知のように、WHOのICD-11においてはタバコ関連疾患の取り扱いが拡大する一方で、健康増進法における喫煙目的室の問題、集合住宅における受動喫煙の問題など、タバコ対策をめぐる国内外の情勢変化が起きておりますので、ぜひとも、お目にかかって、最新の情報をもとに意見交換をさせていただきたいと存じます。

敬具

記

1 たばこ規制枠組条約

「たばこ規制枠組条約」(WHO Framework Convention on Tobacco Control : FCTC)は、日本を含む182カ国が締約国となっております。

我が国は、2004年3月9日に署名、同年5月19日国会の承認を経て、2005年2月27日に条約が発効し、我が国についても効力発生しました。

同条約は、「たばこの使用(能動喫煙)及びたばこの煙にさらされること(受動喫煙)を減少させるため」を目的としています(第3条)。

締約国は、包括的かつ省庁横断的なタバコ規制策を策定し、実施する義務を負っています(第5条1項)。締約国は、タバコの消費と受動喫煙を防止し減少させるため、効果的な立法上・行政上の措置を実施する義務を負っています(第5条2項(b))。

したがって、国土交通省も、たばこの消費と受動喫煙を減少させるための行政上の措置を実施する責務を負っています。

<外務省ホームページ>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/who/fctc.html>

<WHO FCTCホームページ> 条約原文

<https://fctc.who.int/publications/i/item/9241591013>

2 ICD-11(国際疾病分類第 11 版、2022 年 1 月発効)への「受動喫煙症」に関する掲載

以下のように「受動喫煙症」が日本も採用する国際疾病分類にも正式に病名として認知されたことから、次項で要望させて頂くような標準管理規約の改正などによって集合住宅等における「受動喫煙症」を未然に防止する国策がなにも取られなければ、国交省の不作為となると私たちは考えます。

QD70.5 Problems associated with exposure to tobacco smoke(タバコ煙への曝露によって起こる諸問題)

QD84.Y Other specified occupational exposure to risk-factors -occupational exposure to tobacco smoke(リスク要因に対する他の特定の職業性曝露 —職場でのタバコ煙曝露)

KD37 Exposure to tobacco smoke in the perinatal period(周産期におけるタバコ煙曝露)

その他にも従来同様、多数のタバコ関連の疾病や病態が記載されています。

6C4A Disorders due to use of nicotine(ニコチン使用による疾患群)

QE13 Tobacco use(タバコ使用)

3 近隣住宅受動喫煙被害者の会

設立はすでに数年前にさかのぼりますが、会員が約 1500 人に及びましたので、日本禁煙学会で会の運営を預からせていただきました。PM2.5 や TVOC の正確な測定、状況の把握、改善方法などを探っていく予定です。

4 集合住宅の受動喫煙の問題解決に向けた政策提言

4-1 マンション標準管理規約コメントの改定を求めます

全国で多くの被害やトラブルがでている集合住宅等における受動喫煙を防ぐために、ペットの飼育の可否をマンション管理規約で定めるべきとしている国交省「マンション標準管理規約(単棟型)コメント」「第 18 条関係」に準じ、以下の新たなコメントを追記する改定を求めます。

(国交省「マンション標準管理規約(単棟型)コメント」「第 18 条関係」追記改正案)

⑥ 喫煙に関しては、それを認める、認めない等の規定は規約で定めるべき事項である。基本的な事項を規約で定め、手続等の細部の規定を使用細則等に委ねることは可能である。なお、喫煙を認める場合には、吸い殻などを放置・投棄しないこと、火災防止のために守るべき事項、バルコニーなど共有部分での喫煙の可否、専有部分における喫煙方法(窓を開けた状態での喫煙の可否、換気扇下の喫煙の可否)、他の占有者に受動喫煙被害を及ぼさないために守るべき事項、受動喫煙に起因する被害等に対する責任、違反者に対する措置等の規定を定める必要がある。

⑦ 喫煙を禁止する場合、容認する場合の規約の例は、次のとおりである。

喫煙を禁止する場合 ※禁煙マンション

(喫煙の禁止)

第〇条 区分所有者及び占有者は、専有部分、共用部分の如何を問わず、紙巻きタバコ、加熱式タバコその他の煙(蒸気を含む。)を発生させるタバコ製品を使用して、喫煙をしてはならない。

喫煙を容認する場合 ※喫煙容認マンション

(喫煙)

第〇条 喫煙をする区分所有者及び占有者は、使用細則及び喫煙に関する細則を遵守しなければならない。

居室内のみ喫煙を容認する場合 ※喫煙制限マンション

(喫煙)

第〇条 区分所有者及び占有者は、共用部分(ベランダ・バルコニーを含む。)において、紙巻きタバコ、加熱式タバコその他の煙(蒸気を含む。)を発生させるタバコ製品を使用して、喫煙をしてはならない。区分所有者及び占有者は、専有部分において喫煙をするときは、使用細則及び喫煙に関する細則を遵守しなければならない。ただし、他の区分所有者又は占有者からの苦情の申し出があり、改善勧告に従わない場合には、理事会は、専有部分においても喫煙禁止を含む措置をとることができる。

国土交通省マンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメント

標準管理規約(単棟型)及び同コメント(PDF)(最終改正 令和3年6月22日 国住マ第33号)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001417732.pdf>

4-2 禁煙マンションの普及策を検討し進めて下さい

公社住宅・公営住宅において、全館禁煙・敷地内禁煙の住宅を導入し増やし(東京都住宅供給公社の世田谷区経堂の敷地内全面禁煙マンション 1棟 30戸や豊橋市(愛知県)の市営住宅禁煙化など実例あり。)、将来的にすべて全館禁煙・敷地内禁煙とすることを目指してください。米国では2018年7月31日全ての公営住宅で喫煙禁止とするなど海外では多くの事例があります。

また、民間の禁煙マンションには認証・表彰制度を設ける、融資を有利にするなどの経済的なインセンティブを付与するなどの普及策を検討し、進めて下さい。

4-3 国交省及び厚労省で近隣住宅受動喫煙防止のための協議及び検討をしてください

受動喫煙防止を定めた健康増進法との兼ね合いもあり、また、個人住宅やマンションでの受動喫煙をめぐるトラブルや健康被害は今後も増えていくと思われることから、関係法令などの改正も視野に入れた省庁横断的な検討・対策を早急をお願いいたします。

以上

参考：令和2年度 厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)

「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班分担研究報告書

たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 近隣住宅間の受動喫煙問題と解決へ向けた政策提言

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan9_0.pdf